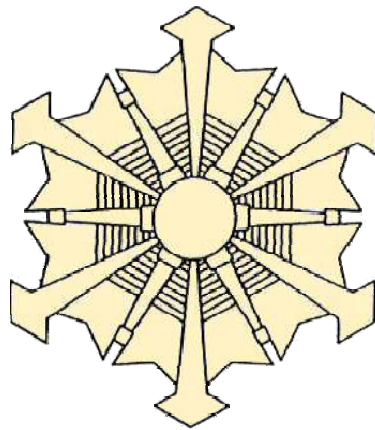


平成23年第1回

砺波地域消防組合議会

臨時会会議録



砺波地域消防組合議会

本議会に付議された議案等の件名

- 議案第1号 監査委員の選任について(議員兼任者)
- 議案第2号 監査委員の選任について(識見を有する者)
- 議案第3号 平成23年度砺波地域消防組一般会計予算
- 議案第4号 平成23年度砺波地域消防組合歳入予算における構成市の分担金の額について
- 議案第5号 砺波地域消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の制定について
- 議案第6号 砺波地域消防組合消防長の任命資格を定める条例の制定について
- 議案第7号 砺波地域消防組合証人等の実費弁償に関する条例の制定について
- 議案第8号 砺波地域消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について
- 議案第9号 砺波地域消防組合手数料徴収条例の制定について
- 議案第10号 砺波地域消防組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 議案第11号 砺波地域消防組合財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の制定について
- 議案第12号 砺波地域消防組合火災予防条例の制定について
- 議案第13号 金融機関の指定について
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
 - 専決処分数1号 砺波地域消防組合の休日を定める条例の制定について
 - 専決処分数2号 砺波地域消防組合公告式条例の制定について
 - 専決処分数3号 砺波地域消防組合議会の定例会の回数に関する条例の制定について
 - 専決処分数4号 砺波地域消防組合の監査委員に関する条例の制定について
 - 専決処分数5号 砺波地域消防組合情報公開条例の制定について
 - 専決処分数6号 砺波地域消防組合個人情報保護条例の制定について
 - 専決処分数7号 砺波地域消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
 - 専決処分数8号 砺波地域消防組合行政手続条例の制定について
 - 専決処分数9号 砺波地域消防組合職員定数条例の制定について
 - 専決処分数10号 砺波地域消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
 - 専決処分数11号 砺波地域消防組合職員の分限に関する条例の制定について
 - 専決処分数12号 砺波地域消防組合職員の定年等に関する条例の制定について
 - 専決処分数13号 砺波地域消防組合職員の再任用に関する条例の制定について
 - 専決処分数14号 砺波地域消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の制定について
 - 専決処分数15号 砺波地域消防組合職員の服務の宣誓に関する条例の制定について
 - 専決処分数16号 砺波地域消防組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
 - 専決処分数17号 砺波地域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について
 - 専決処分数18号 砺波地域消防組合職員の育児休業等に関する条例の制定について
 - 専決処分数19号 砺波地域消防組合職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

- 専決処分第20号 砺波地域消防組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
- 専決処分第21号 砺波地域消防組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
- 専決処分第22号 砺波地域消防組合職員の給与に関する条例の制定について
- 専決処分第23号 砺波地域消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について
- 専決処分第24号 砺波地域消防組合職員等の旅費に関する条例の制定について
- 専決処分第25号 砺波地域消防組合財政事情の作成及び公表に関する条例の制定について
- 専決処分第26号 富山県市町村総合事務組合への加入について
- 専決処分第27号 富山県町村公平委員会への加入について
- 専決処分第28号 高速自動車国道に関する救急業務に係る関係関連事務の委託について(砺波市に委託)
- 専決処分第29号 高速自動車国道に関する救急業務に係る関係関連事務の委託について(小矢部市に委託)
- 専決処分第30号 高速自動車国道に関する救急業務に係る関係関連事務の委託について(南砺市に委託)

平成23年第1回砺波地域消防組合議会臨時会会議録目次

議事日程	1
本日の会議に付した事件	3
開議及び閉議の日時	3
出席議員	3
欠席議員	4
説明のため議場に出席した者の職・氏名	4
職務のため議場に出席した事務局職員	4
開会・開議	4
仮議席の指定	5
招集あいさつ	5
砺波地域消防組合議会議長の選挙	7
議席の指定	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
砺波地域消防組合議会副議長の選挙	8
議員提出議案第1号、議員提出議案第2号	10
提案理由説明（嶋田幸恵議員）	10
討論（議員提出議案第1号、議員提出議案第2号）	11
採決（議員提出議案第1号、議員提出議案第2号）	11
議員提出議案第3号	11
提案理由説明（山田 勉議員）	11
討論（議員提出議案第3号）	12
採決（議員提出議案第3号）	12
砺波地域消防組合議会運営委員会委員の選任	12
議会運営委員会の正副委員長の互選結果	13
議案第1号、議案第2号	14
提案理由説明（上田信雅管理者）	14
採決（議案第1号、議案第2号）	14
議案第3号から議案第13号	15
提案理由説明（上田信雅管理者）	15
質疑（議案第3号から議案第13号）	17
討論（議案第3号から議案第13号）	17
採決（議案第3号から議案第13号）	17
報告第1号	18
質疑（報告第1号）	18
討論（報告第1号）	18
採決（報告第1号）	19
閉会あいさつ	19
閉会の宣言	20

平成23年第1回砺波地域消防組合議会臨時会会議録

1. 議事日程

- 第1 仮議席の指定について
- 第2 招集あいさつ
- 第3 砺波地域消防組合議会議長の選挙について
- 第4 議席の指定について
- 第5 会議録署名議員の指名について
- 第6 会期の決定について
- 第7 砺波地域消防組合議会副議長の選挙について
- 第8 議員提出議案第1号 砺波地域消防組合議会会議規則の制定について
- 第9 議員提出議案第2号 砺波地域消防組合議会運営委員会条例の制定について
- 第10 議員提出議案第3号 議会の権限事項中委任事件の指定について
- 第11 砺波地域消防組合議会運営委員会委員の選任について
- 第12 議案第1号 監査委員の選任について(議員兼任者)
- 第13 議案第2号 監査委員の選任について(識見を有する者)
- 第14 議案第3号 平成23年度砺波地域消防組合一般会計予算
- 議案第4号 平成23年度砺波地域消防組合歳入予算における構成市の分担金の額について
- 議案第5号 砺波地域消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の制定について
- 議案第6号 砺波地域消防組合消防長の任命資格を定める条例の制定について
- 議案第7号 砺波地域消防組合証人等の実費弁償に関する条例の制定について
- 議案第8号 砺波地域消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について
- 議案第9号 砺波地域消防組合手数料徴収条例の制定について
- 議案第10号 砺波地域消防組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 議案第11号 砺波地域消防組合財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の制定について
- 議案第12号 砺波地域消防組合火災予防条例の制定について

議案第13号 金融機関の指定について

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

専決処分第1号 砺波地域消防組合の休日を定める条例の制定について

専決処分第2号 砺波地域消防組合公告式条例の制定について

専決処分第3号 砺波地域消防組合議会の定例会の回数に関する条例の制定について

専決処分第4号 砺波地域消防組合の監査委員に関する条例の制定について

専決処分第5号 砺波地域消防組合情報公開条例の制定について

専決処分第6号 砺波地域消防組合個人情報保護条例の制定について

専決処分第7号 砺波地域消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

専決処分第8号 砺波地域消防組合行政手続条例の制定について

専決処分第9号 砺波地域消防組合職員定数条例の制定について

専決処分第10号 砺波地域消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

専決処分第11号 砺波地域消防組合職員の分限に関する条例の制定について

専決処分第12号 砺波地域消防組合職員の定年等に関する条例の制定について

専決処分第13号 砺波地域消防組合職員の再任用に関する条例の制定について

専決処分第14号 砺波地域消防組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の制定について

専決処分第15号 砺波地域消防組合職員のサービスの宣誓に関する条例の制定について

専決処分第16号 砺波地域消防組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

専決処分第17号 砺波地域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について

専決処分第18号 砺波地域消防組合職員の育児休業等に関する条例の制定について

専決処分第19号 砺波地域消防組合職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

専決処分第20号 砺波地域消防組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条

例の制定について

専決処分第21号 砺波地域消防組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について

専決処分第22号 砺波地域消防組合職員の給与に関する条例の制定について

専決処分第23号 砺波地域消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について

専決処分第24号 砺波地域消防組合職員等の旅費に関する条例の制定について

専決処分第25号 砺波地域消防組合財政事情の作成及び公表に関する条例の制定について

専決処分第26号 富山県市町村総合事務組合への加入について

専決処分第27号 富山県町村公平委員会への加入について

専決処分第28号 高速自動車国道に関する救急業務に係る関係関連事務の委託について(砺波市に委託)

専決処分第29号 高速自動車国道に関する救急業務に係る関係関連事務の委託について(小矢部市に委託)

専決処分第30号 高速自動車国道に関する救急業務に係る関係関連事務の委託について(南砺市に委託)

1. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

1. 開議及び閉議の日時

3月29日 午後1時30分 開議

3月29日 午後3時25分 閉議

1. 出席議員(11名)

1番 山田 勉 君	2番 井上 五三男 君
3番 浅田 裕二 君	4番 嶋田 幸恵 君
5番 片岸 博 君	6番 林 忠男 君
8番 多田 勲 君	9番 水木 猛 君
10番 堀田 信一 君	11番 山森 文夫 君

1 2 番 宮 西 佐 作 君

1. 欠席議員

7 番 中 村 重 樹 君

1. 説明のため議場に出席した者の職・氏名

管 理 者	上 田 信 雅 君	副管理者	桜 井 森 夫 君
副管理者	田 中 幹 夫 君	職 員	牛 古 一 善 君
職 員	福 田 隆 雄 君	職 員	中 川 正 君
職 員	清 水 功 一 君	職 員	船 藤 統 嗣 君
職 員	竹 村 和 敏 君	職 員	加 藤 裕 久 君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員

職 員 有 若 隆

1. 会議の経過

午後 1 時 3 0 分 開議

開 会 ・ 開 議

○職員（有若 隆君）皆様お疲れ様でございます。本臨時会につきましては、砺波地域消防組合設置の許可を受けまして、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 1 0 7 条の規定によりまして、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、水木 猛議員が年長の議員でありますので、ご紹介を申しあげます。

水木議員、議長席の方へお願いいたしたいと存じます。よろしく申し上げます。

○臨時議長（水木 猛君）ただいま紹介されました水木 猛でございます。地方自治法第 1 0 7 条の規定により、臨時議長の職務を行います。

もとより、議長選挙までの限られた時間ではありますが、議員各位のご協力によりまして、無事任務を果たしたいと存じますので、何とぞ格段のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

会議に先立ちまして、去る11日に発生しました東北地方太平洋沖地震により、被災され、亡くなられた多くの方々に対し、深く哀悼の意を表し、全員で黙とういたしたいと存じます。ご起立下さい。

黙とう。黙とう終わります。ご着席ください。

おことわり申し上げます。各新聞社等、報道各社により、写真撮影及びテレビ放送の申込みがありましたので、砺波地域消防組合議会傍聴規則が未制定であるため、構成市議会傍聴関係規則を準用し、これを許可いたしましたのでご了承願います。

ただ今の出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、これより、平成23年第1回砺波地域消防組合議会臨時会を開催し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、議事の進行については、砺波地域消防組合議会会議規則が制定されておきませんが、本日、議会に議員提出議案第1号で提案される砺波地域消防組合議会会議規則（案）に準じて進行したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（水木 猛君）ご異議なしと認めます。よって、これにより議事の進行については、砺波地域消防組合議会会議規則（案）により進めます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります日程表のとおりであります。

これより、日程第1 仮議席の指定を行います。

日程第1

仮 議 席 の 指 定

○臨時議長（水木 猛君）仮議席は、会議規則第3条第1項の規定により、ただいまご着席の議席を指定いたします。

○臨時議長（水木 猛君）日程第2 管理者から、招集のあいさつがあります。管理者 上田信雅君。

日程第2

招 集 あ い さ つ

〔管理者 上田信雅君登壇〕

○管理者（上田信雅君）冒頭に、先月22日にはニュージーランドにおきまして大地震が発生し、小矢部市の方を含む県内関係者の方々が被災をされました。また、今月11日に発

生しましたマグニチュード9.0という未曾有の東北地方太平洋沖地震により引き起こされた大津波によって、広範囲に亘り、多くの方々の命を落とされたり、住まいや財産を失うなど甚大な被害にあわれました。加えて、翌12日から福島第一原子力発電所において、放射性物質が漏れるという大事故が発生しております。また、亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された方々の一刻も早い回復と被災地域の速やかな復興をお祈りいたします。

なお、東北地方太平洋沖地震に対しては、緊急消防援助隊の出動要請に基づき、富山県隊68名が編成され、第1次隊が11日夕方に出発しております。その中には、砺波広域圏消防本部及び小矢部市消防本部からそれぞれ10名、4名の職員が含まれております。その後、今日現在、第6次隊まで、砺波広域圏消防本部、小矢部市消防本部合わせて延べ60名が派遣され、現地の救助活動に当たっておりますことをご報告申し上げます。

さて、本日ここに、平成23年第1回砺波地域消防組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙のところご出席を賜り、ここに開会できますことを厚くお礼申し上げます。

本臨時会は、砺波広域圏消防本部と小矢部市消防本部が合併して、新たに砺波地域消防組合が誕生して初めての議会でございまして、正副議長をはじめ、議会運営委員会の選任など、議会構成に加えて、私からは、お手元にお配りしてありますように、監査委員の選任、平成23年度当初予算及び平成23年度業務スタートに必要な条例等の承認など議案13件、また、2月1日に組合発足に係わる必要な専決処分をいたしました専決事項30件でございます。後ほど提案理由のご説明を申し上げますが、慎重にご審議を賜り、可決・承認を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、去る2月1日、富山県知事より砺波地域消防組合の設置許可を受け、砺波地域消防組合が設置されました。昨年4月1日に構成市議会議長、消防担当常任委員会委員長をはじめ関係機関の方々と構成しました砺波地域広域消防運営協議会を設立し、わずか1年で県内最初の消防広域化を果たせたことは、ひとえに構成市議会や市民の皆様方のご理解とご協力によるものと、感謝を申し上げます。

私は、組合の管理者として、組合の運営を担当いたしますが、消防広域化によって、一層の連携を強化して、住民の身体・生命・財産を災害から守るため、さらなる努力が大切であると考えております。議員各位におかれましては、格別のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、招集のごあいさつといたします。よろしくようお願い申し上げます。

げます。

日程第3

砺波地域消防組合議会議長の選挙

○臨時議長（水木 猛君） 日程第3 砺波地域消防組合議会議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（水木 猛君） ご異議なしと認めます。よって、選挙は、指名推選により行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法は、臨時議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（水木 猛君） ご異議なしと認めます。指名の方法は、臨時議長において指名することに決しました。

砺波地域消防組合議会議長に堀田信一君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、臨時議長において指名しました堀田信一君を砺波地域消防組合議会議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（水木 猛君） ご異議なしと認めます。よって、堀田信一君が議長に当選となりました。

ただいま議長に当選されました堀田信一君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

それでは、議長に当選されました堀田信一君から、当選承諾及び就任のご挨拶をいただきたく、ご登壇をお願いいたします。

〔議長 堀田信一君登壇〕

○議長（堀田信一君） 只今は各議員の皆様方から私を砺波地域消防組合議会初の議長ということにご推挙賜りました。心から熱く御礼を申し上げたいと思っております。もとより浅学菲才ではございますが、先ほど管理者からのお話もございましたが、本当に住民の生命、財産を守るしっかりとした議会にしていかなければならないと責任を痛感しているところでございます。どうか管理者、執行部始め各議員の皆様方の温かいご協力を賜りまして、

円滑な議会運営を図ってまいりたいとこのように思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（水木 猛君）以上をもって、臨時議長を退任いたします。ご協力ありがとうございました。

○議長（堀田信一君）それでは、日程に従いまして、順次議事を進めてまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

日程第4

議席の指定

○議長（堀田信一君）日程第4 議席の指定を行いたいと思います。議席は、会議規則第3条第1項の規定により、ただいまご着席の議席を指定いたします。

日程第5

会議録署名議員の指名

○議長（堀田信一君）次に、日程第5 会議録署名議員の指名を行いたいと思います。会議録署名議員は、会議規則第98条の規定により、議長において、1番 山田 勉君、2番 井上五三男君を指名いたしたいと思います。

日程第6

会期の決定

○議長（堀田信一君）次に、日程第6 会期の決定について、をお諮りいたしたいと思ます。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田信一君）異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

日程第7

砺波地域消防組合議会副議長の選挙

○議長（堀田信一君）次に、日程第7 砺波地域消防組合議会副議長の選挙を行いたいと思

います。

お諮りいたします。選挙は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田信一君）異議なしと認めます。よって、選挙は、指名推選によって行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田信一君）異議なしと認めます。指名の方法は、議長において指名することに決しました。

砺波地域消防組合議会副議長に多田 勲君を指名いたしたいと思います。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました多田 勲君を砺波地域消防組合議会副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田信一君）異議なしと認めます。よって、多田 勲君が副議長に当選となりました。

ただいま副議長に当選されました多田 勲君が議場にお見えになりますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

それでは、副議長に当選されました多田 勲君から、当選承諾及び就任のご挨拶をいただきたく、ご登壇をお願いいたします。

〔副議長 多田 勲君登壇〕

○副議長（多田 勲君）一言お礼のごあいさつをさせていただきます。このたびは、初めての砺波地域消防組合議会の副議長という要職に議員の皆様方のご推挙をいただきまして当選させていただきましたことを心からお礼を申し上げます。また今日全て安全の上に物事が成り立っておりますが、近代的な消防設備それから組織ということに奢ることなく日々変わる災害に対して、堀田議長さんの下、地域消防の向上に努めさせていただきます。もとより浅学菲才でございますが、議長さんの補佐役として務めさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

○議長（堀田信一君）ここで、暫時休憩をいたします。

暫 時 休 憩

[休憩 午後 1 時 5 1 分]

[再開 午後 1 時 5 4 分]

○議長（堀田信一君）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第 8、日程第 9

議員提出議案第 1 号、議員提出議案第 2 号

○議長（堀田信一君）日程第 8 議員提出議案第 1 号 砺波地域消防組合議会会議規則の制定について、日程第 9 議員提出議案第 2 号 砺波地域消防組合議会運営委員会条例の制定について、の 2 議案については、関連がありますので、一括議題といたします。各議案に対する提案理由の説明を求めます。4 番 嶋田幸恵君。

[4 番 嶋田幸恵君登壇]

○4 番（嶋田幸恵君）ただいま一括議題として上程を賜りました議員提出議案第 1 号 砺波地域消防組合議会会議規則の制定について、議員提出議案第 2 号 砺波地域消防組合議会運営委員会条例の制定についての 2 件につき、提出者を代表いたしまして、提案理由の説明をさせていただきます。

提出者は、私、嶋田幸恵、賛成者は、林 忠男、山田 勉であります。

議員提出議案第 1 号 砺波地域消防組合議会会議規則については、未だ会議規則が未制定であり、地方自治法第 120 条の規定に基づき会議その他の手続き及び内部の規律を中心とした会議規則を制定しなければなりません。

したがって、構成 3 市議会会議規則に準拠し、議員提出議案第 1 号 砺波地域消防組合議会会議規則の制定について、別紙のとおり、議案として提出するものであります。

また、議員提出議案第 2 号 砺波地域消防組合議会運営委員会条例の制定については、砺波地域消防組合議会が招集されましたが、組合議会運営委員会条例が未制定であり、地方自治法第 109 条の 2 の規定により、議会運営委員会を置くにあたり条例で定めることとなっており、議会の運営に関する事項等に関する調査を行い、議案、陳情等を審査するため、早急な制定が必要であるとの観点から、構成 3 市議会委員会条例に準拠し、議員提出議案第 2 号 砺波地域消防組合議会運営委員会条例の制定について、別紙のとおり、議案として提出するものであります。

以上の議員提出議案 2 件につき、議員各位にはご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い

い申し上げ、提案理由といたします。

○議長（堀田信一君）お諮りいたします。議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号の2議案について、一括して質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田信一君）質疑なしと認めます。これより議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号の2議案について、一括して討論に入りたいと思います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田信一君）討論なしと認めます。これより、日程第8 議員提出議案第1号 砺波地域消防組合議会会議規則の制定について、を採決いたしたいと思います。

お諮りいたします。議員提出議案第1号 砺波地域消防組合議会会議規則の制定については、原案のとおり「可決」と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀田信一君）起立全員であります。よって、議員提出議案第1号 砺波地域消防組合議会会議規則の制定については、原案のとおり「可決」されました。

次に、日程第9 議員提出議案第2号 砺波地域消防組合議会運営委員会条例の制定について、を採決いたしたいと思います。

お諮りいたします。議員提出議案第2号 砺波地域消防組合議会運営委員会条例の制定については、原案のとおり「可決」と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀田信一君）起立全員であります。よって、議員提出議案第2号 砺波地域消防組合議会運営委員会条例の制定については、原案のとおり「可決」されました。

日程第10

議員提出議案第3号

○議長（堀田信一君）次に、日程第10 議員提出議案第3号 議会の権限事項中委任事件の指定について、を議題といたします。本件に対する提案理由の説明を求めます。1番 山田 勉君。

〔1番 山田勉君登壇〕

○1番（山田 勉君）議員提出議案第3号 議会の権限事項中軽易事件の制定について、提

出者を代表いたしまして、提案理由の説明をさせていただきます。

提出者は、私、山田 勉、賛成者は、林 忠男、嶋田幸恵であります。

地方自治法第180条の規定により、議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、地方公共団体の長において、これを専決処分することができるものです。

本議案は、組合の義務に属する交通事故による損害賠償の額の決定、及び和解に関することについては、誠意をもって迅速に行わざるを得ないことも生じることがあると考えられること、また、富山県市町村総合事務組合規約中、その組織を構成する市町村等の増減については、管理者が専決処分できるよう、議案として提出するものであります。

議員各位にはご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

○議長（堀田信一君）これより、日程第10 議員提出議案第3号 議会の権限事項中委任事件の指定について、質疑に入りたいと思います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田信一君）質疑なしと認めます。これより議員提出議案第3号 議会の権限事項中軽易事件の指定について、討論に入りたいと思います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田信一君）討論なしと認めます。これより、日程第10 議員提出議案第3号 議会の権限事項中軽易事件の指定について、を採決いたします。

お諮りいたします。議員提出議案第3号 議会の権限事項中軽易事件の指定については、原案のとおり「可決」と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀田信一君）起立全員であります。よって、議員提出議案第3号 議会の権限事項中軽易事件の指定については、原案のとおり「可決」されました。

日程第11

砺波地域消防組合議会運営委員会委員の選任

○議長（堀田信一君）次に、日程第11 砺波地域消防組合議会運営委員会委員の選任を行います。お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任につきましては、議会運営委員会条例第4条の規定により、議長において指名したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田信一君）異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、議会運営委員会委員に

3番 浅田裕二君

4番 嶋田幸恵君

6番 林忠男君

7番 中村重樹君

9番 水木猛君

11番 山森文夫君

以上6名を、それぞれ指名いたし、議会運営に関する諸問題について、閉会中も継続して審議することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田信一君）異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を議会運営委員会委員に選任し、議会運営に関する諸問題について、閉会中も継続して審議することに決しました。この際、暫時休憩いたします。

暫 時 休 憩

[休憩 午後2時5分]

議会運営委員会

[再開 午後2時25分]

議会運営委員会の正副委員長の互選結果

○議長（堀田信一君）休憩前に引き続き会議を開きたいと思えます。日程に入るに先立ちまして、議会運営委員会条例第5条第2項の規定による、議会運営委員会の正副委員長互選の結果をご報告申し上げます。委員長に水木 猛君、副委員長に嶋田幸恵君が、それぞれ当選されました。

議会運営委員会委員長から報告があります。議会運営委員会委員長水木 猛君。

〔議会運営委員会委員長 水木 猛君登壇〕

○議会運営委員会委員長（水木 猛君）このたび議会運営委員会での互選により、私水木 猛が議会運営委員会委員長にご推選いただき、副委員長には嶋田幸恵議員がご就任いただくことになりました。皆さまのご協力をお願い申し上げます。

さて、本臨時会の運営を円滑に進めるため、協議いたしましたので、その内容についてご報告を申し上げます。この後、管理者から提案されております議案第1号及び第2号に対する提案理由の説明を受け、質疑、討論を省略し、直ちに採決することを予定しておりますので、ご了承願います。

引き続き、管理者から提案されております議案第3号から議案第13号まで及び報告第1号の提案理由の説明があった後、休憩に入り、議案説明会を開催し、提出議案の説明を受けます。再開後、質疑、討論、採決を行います。以上で全日程を終了し、閉会することになっております。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

日程第12、第13

議案第1号、議案第2号

○議長（堀田信一君）次に、日程第12 議案第1号 監査委員の選任について、日程第13 議案第2号 監査委員の選任について、を一括して議題といたします。

各議案に対する提案理由の説明を求めます。管理者 上田信雅君。

〔管理者 上田信雅君登壇〕

○管理者（上田信雅君）提案理由の説明に入ります前に一言ご挨拶申し上げます。先ほどから、議長及び副議長の選挙、議会運営委員会委員長、副委員長など議会役員の選任が円満裡に行われ、ここにめでたく新議会の組織ができましたことは、誠にご同慶に耐えません。何卒、今後とも消防行政施策の推進に的確なるご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、提案いたしました、議案第1号及び議案第2号 監査委員の選任につきまして、ご説明申し上げます。空席となっております監査委員の選任につきましては、議案第1号において議員のうちから選任する委員として片岸 博氏、議案第2号において識見を有する者のうちから選任する委員として堀 秋博氏について、議会の同意を求めるものであります。何とぞ、慎重にご審議をいただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀田信一君）お諮りいたします。議案第1号及び議案第2号の2議案については、事情十分にご了承のことと存じますので、この際、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田信一君）異議なしと認めます。よって、本案はこの際、直ちに採決することに

決しました。

お諮りいたします。議案第1号 監査委員の選任について、原案に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田信一君）異議なしと認めます。よって、議案第1号 監査委員の選任については、原案に同意することに決しました。次に、議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号 監査委員の選任については、原案に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田信一君）異議なしと認めます。よって、議案第2号 監査委員の選任については、原案に同意することに決しました。

〔監査委員 堀 秋博氏入場〕

日程第14

議案第3号から議案第13号

○議長（堀田信一君）次に、日程第14 議案第3号から議案第13号まで、平成23年度砺波地域消防組合一般会計予算ほか10件について、及び報告第1号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第1号から専決処分第30号まで砺波地域消防組合の休日を定める条例の制定についてほか29件について、を一括議題といたします。各議案及び報告に対する提案理由の説明を求めます。管理者 上田信雅君。

〔管理者 上田信雅君登壇〕

○管理者（上田信雅君）それでは、提案理由のご説明をいたします。議案第3号 平成23年度砺波地域消防組合一般会計予算につきましては、歳出予算の多くを占めます人件費や公債費の元金、利子償還分など経常的、義務的経費を中心とした所要額を積算し編成したものでございます。また、歳入予算の大部分を構成市の分担金が占めることから、砺波広域圏及び小矢部市それぞれの平成22年度消防関係予算を単に合算するのではなく、組合運営に必要な額を厳しく精査し、予算編成し、歳入歳出予算総額を18億3,820万円とするものであります。

議案第4号 平成23年度砺波地域消防組合歳入予算における構成市の分担金の額につきましては、基準財政需要額割で積算しました共通分担金と高速道路支弁金や公債費償還等の特別分担金を併せて構成市の分担金とさせていただきます、砺波市には5億4,563万円

を、小矢部市には4億1,058万4千円を、南砺市には8億0,779万9千円をお願いするものであります。

議案第5号から議案第12号までは、4月1日から消防業務をスタートさせるに必要な条例を定めようとするものであります。

議案第13号は、組合の公金の取り扱いを行う金融機関を指定するものであります。

次に、報告第1号 専決処分の承認を求めることにつきましては、平成23年2月1日まで専決処分をいたしました30の案件につきましては、議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

専決処分第1号 砺波地域消防組合の休日定める条例から、専決処分第25号 砺波地域消防組合財政事情の作成及び公表に関する条例の制定につきましては、本年2月1日に富山県知事から組合設置許可を受け、組合を設置するにあたり必要不可欠な条例として、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなかったために、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認をお願いするものでございます。

さらに、専決処分第26号 富山県市町村総合事務組合への加入、及び専決処分第27号 富山県町村公平委員会の加入につきましては、これらへの加入に必要な手続きとして、また、専決処分第28号から第30号までは、高速自動車国道に関する救急業務に係る関係関連事務の委託について、構成市であります砺波市、小矢部市及び南砺市において、それぞれ3月中に議会で議決をいただく必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認をお願いするものでございます。

以上、本日提出しました議案の説明といたします。何とぞ慎重にご審議をいただき、可決、承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀田信一君）この際、暫時休憩いたします。

暫 時 休 憩

[休憩 午後2時35分]

議案説明会

[再開 午後3時16分]

○議長（堀田信一君）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りいたします。議案第3号から議案第13号までの11議案について、を一括して質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田信一君）質疑なしと認めます。これより議案第3号から議案第13号までの11議案について、一括して討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田信一君）討論なしと認めます。これより、議案第3号から議案第13号までの11議案を一括して採決いたしたいと思います。

お諮りいたします。

議案第3号 平成23年度砺波地域消防組合一般会計予算

議案第4号 平成23年度砺波地域消防組合歳入予算における構成市の分担金の額について

議案第5号 砺波地域消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の制定について

議案第6号 砺波地域消防組合消防長の任命資格を定める条例の制定について

議案第7号 砺波地域消防組合証人等の実費弁償に関する条例の制定について

議案第8号 砺波地域消防組合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について

議案第9号 砺波地域消防組合手数料徴収条例の制定について

議案第10号 砺波地域消防組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

議案第11号 砺波地域消防組合財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の制定について

議案第12号 砺波地域消防組合火災予防条例の制定について

議案第13号 金融機関の指定について

以上、11議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀田信一君）起立全員であります。よって、議案第3号から議案第13号までは、

原案のとおり「可決」されました。

○議長（堀田信一君）次に、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて 専決処分第1号から専決処分第30号まで 砺波地域消防組合の休日を定める条例の制定についてほか29専決処分について、の質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田信一君）なしと認めます。これより報告第1号 専決処分の承認を求めることについて、の討論に入りたいと思いますが、討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田信一君）討論なしと認めます。これより、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて、を採決いたしたいと思います。

お諮りいたします。ただいま議題となっております

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

専決処分第1号 砺波地域消防組合の休日を定める条例の制定について

専決処分第2号 砺波地域消防組合公告式条例の制定について

専決処分第3号 砺波地域消防組合の議会の定例会の回数に関する条例の制定について

専決処分第4号 砺波地域消防組合の監査委員に関する条例の制定について

専決処分第5号 砺波地域消防組合情報公開条例の制定について

専決処分第6号 砺波地域消防組合個人情報保護条例の制定について

専決処分第7号 砺波地域消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

専決処分第8号 砺波地域消防組合行政手続条例の制定について

専決処分第9号 砺波地域消防組合職員定数条例の制定について

専決処分第10号 砺波地域消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

専決処分第11号 砺波地域消防組合職員の分限に関する条例の制定について

専決処分第12号 砺波地域消防組合職員の定年等に関する条例の制定について

専決処分第13号 砺波地域消防組合職員の再任用に関する条例の制定について

専決処分第14号 砺波地域消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の制定について

専決処分第15号 砺波地域消防組合職員の服務の宣誓に関する条例の制定について

専決処分第16号 砺波地域消防組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

専決処分第17号 砺波地域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について

専決処分第18号 砺波地域消防組合職員の育児休業等に関する条例の制定について

専決処分第19号 砺波地域消防組合職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

専決処分第20号 砺波地域消防組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定について

専決処分第21号 砺波地域消防組合特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について

専決処分第22号 砺波地域消防組合職員の給与に関する条例の制定について

専決処分第23号 砺波地域消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について

専決処分第24号 砺波地域消防組合職員等の旅費に関する条例の制定について

専決処分第25号 砺波地域消防組合財政事情の作成及び公表に関する条例の制定について

専決処分第26号 富山県市町村総合事務組合への加入について

専決処分第27号 富山県町村公平委員会への加入について

専決処分第28号から専決処分第30号まで 高速自動車国道に関する救急業務に係る関連関係事務の委託について、以上30専決処分につき、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀田信一君）起立全員であります。よって、報告第1号は、原案のとおり承認されました。以上をもちまして、本臨時会に付議されました全案件を議了いたしました。

上田信雅管理者から、ご挨拶がございます。上田信雅管理者。

管理者あいさつ

〔管理者 上田信雅君登壇〕

○管理者（上田信雅君）砺波地域消防組合議会第1回臨時会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま、提案いたしました、組合が業務を開始するために必要となりました多くの案件につきまして、可決並びに承認を賜り、大変ありがとうございました。また、正副議長さんをはじめ議会役員等の人事関係も滞りなく決定され、新しい体制で新しく組合がスタートするわけでございますが、大変喜ばしいことであると、このように思っているところ

でございます。

消防は、消防組織法第1条に規定されておりますとおり、住民の生命、身体、財産を火災から守ること、火災や水害、地震等の災害を防ぎ、これらの災害の被害を少なくすることの2つが大きな任務であります。特に、火災から住民を守ることは、他にはない消防のみに課せられた重大な責務であります。今回の東北関東大震災の際にもありましたように、ときには消防署員自身の身体生命を危険にさらしても、その職務に遂行しなければならないというのが、消防の使命であります。

このことを肝に銘じ、4月からは、砺波市、小矢部市そして南砺市の住民の安心、安全の確保に全身全霊で職員の先頭に立ち、副管理者とともに、職員と一丸となって消防行政に取り組んでまいります。議員各位にも大所、高所から、住民の身体・生命・財産を災害から守るために、さらなるご協力、ご尽力いただきますようお願い申し上げます。

誠に簡単ではございますが、これをもってごあいさつといたします。本日は、大変ありがとうございました。

閉 会

○議長（堀田信一君）以上をもちまして、平成23年第1回砺波地域消防組合議会臨時会を閉会いたします。長時間、ご苦勞さまでございました。

[午後3時25分 閉議閉会]

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成23年3月29日

臨時議長 水 木 猛

議 長 堀 田 信 一

署名議員 井 上 五三男

署名議員 山 田 勉